

## 6 欠格要件に係る届出

欠格要件に該当した場合は、2週間以内に清掃協議会に届け出なければなりません。(法第7条の2第4項、施行規則第2条の7)

- ① 事前に清掃協議会に連絡してください。
- ② 欠格要件に係る届出書【様式No.7】を提出用と届出者控用を作成し、欠格要件に該当した旨を証する書類を添付して、清掃協議会に提出してください。なお、届出者控用については、添付書類を省略でき、写しでも可とします。また、郵送による届出も可能です(提出先・郵送先は、P.224を参照)。\* 1部の届出書で複数区分を同時に届出することができます。添付書類は1部のみ提出してください。
- ③ 届出書に押印する印鑑は、必ず登録印(印鑑証明書と同じもの)を使用してください。
- ④ 郵送により届出者控用の返送を希望する場合は、返信に必要な郵便切手を貼付し、宛名を記入した返信用封筒を添えて届け出てください。

## 7 業の廃止届

業を廃止したときは、10日以内に清掃協議会に届け出る必要があります。(法第7条の2第3項、施行規則第2条の6第2項)

### (1) 届出方法等

- ① 事前に清掃協議会に連絡してください。
- ② 業の廃止届【様式No.8】を提出用と届出者控用を作成し、清掃協議会に提出してください。なお、届出者控用については、写しでも可とします。また、郵送による届出も可能です(提出先・郵送先は、P.224を参照)。\* 1部の届出書で複数区分を同時に届出することができます。添付書類は1部のみ提出してください。
- ③ 郵送により届出者控用の返送を希望する場合は、返信に必要な郵便切手を貼付し、宛名を記入した返信用封筒を添えて届け出てください。

### (2) 添付書類

- ① 当該区の許可証(紛失・き損により許可証を返納できない場合は、事前に再交付申請を行ってください。)
- ② 許可を廃止した日の属する年度分の一般廃棄物処理実績報告書【様式No.10】(許可区すべての業を廃止した場合は【様式No.11】)(取り扱う一般廃棄物の種類が「廃家電」の場合は【様式No.25】)
- ③ 運搬車から許可の表示を抹消した写真(すべての許可区で業を行わなくなった場合のみ)

### (3) 注意事項

許可期間満了時に更新しない場合、業の廃止届は必要ありません。上記(2)添付書類のみ提出してください。郵送による提出も可能です。